

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その１）

政令第9条の7第4項ただし書の規定の適用の有無		有 ・ 無	前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算			事業年度	控除未済 外国税額等 ⑮	当期控除額 ⑯	翌期繰越額 ⑮－⑯ ⑰
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 （別表1の⑦） ①	円	・ ・	円	円	
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額（別表1の⑱） ②		・ ・			
	計 ①＋② ③		・ ・			円
当期分の 控除外国 税額	国 税 の 控 除 限 度 額 （別表1の①、同表の⑦又は（同表の ①＋同表の②＋同表の③）） ④		・ ・			
	外国税額のうち④の額を超える額 ③－④ ⑤		・ ・			
	道府県民税の控除限度額 （別表1の④） ⑥		・ ・			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額（別表1の㉒） ⑦		・ ・			
	計 ⑥＋⑦ ⑧		・ ・			
	当期分の控除外国税額 （⑤又は⑧のうち少ない額） ⑨		・ ・			
	⑨又は当初申告税額控除額 ⑩		・ ・			
前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額 ⑪			・ ・			
法第53条第42項により控除できる 金額（別表7（その1）の⑧） ⑫			当 期 分			
当期分として算定した法人税割額 ㉔又は 第6号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第6号様式（その2）の⑦－ ⑧＋⑨－⑩若しくは第6号様式（その3）の⑦－⑧＋⑨－⑩ ⑬			計 ⑪	円	円	
当期において控除する外国税額及び 税額控除不足額相当額（⑬若しくは ⑩＋⑪＋⑫のうち少ない額又は㉒） ⑭						
各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細						
事務所又は事業所		従業者 数又は 補正後 の従業 者数	控 除 す べ き 外 国 税 額 等 ⑮	各道府県ごとに 算定した法人税 割額 ⑯	各道府県ごとに控 除する外国税額等 （⑮又は⑯のうち 少ない額） ⑰	
名 称	所 在 地					
		人	円	円	円	
合 計				⑳	㉑	

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その２）

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

第七号の二様式

政令第9条の7第4項ただし書の規定の適用の有無			有・無		前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細							
政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無			有・無		事業年度		控除未済外国税額等 ⑯		当期控除額 ⑰		翌期繰越額 ⑯－⑰ ⑱	
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑦) ①		円		・ ・	道府県税 市町村税	円		円			
	前3年以内の控除限度額を超える外国税額 (別表1の⑲) ②											
	計 ①＋② ③											
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑦又は(同表の①＋同表の②＋同表の③)) ④				・ ・	道府県税 市町村税					円	
	外国税額のうち④の額を超える額は上段に、④と⑥の合計額を超える額は下段に ⑤											
	道府県民税の控除限度額 (別表1の④) ⑥				・ ・	道府県税 市町村税						
	市町村民税の控除限度額 (別表1の⑤) ⑦						・ ・	道府県税 市町村税				
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額 (別表1の⑳は上段に、㉑は下段に) ⑧		(イ)	(ロ)	・ ・	道府県税 市町村税						
	計 (⑥＋⑧(イ)は上段に、⑦＋⑧(ロ)は下段に) ⑨						・ ・	道府県税 市町村税				
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑨の各段のうち少ない額) ⑩		(イ)	(ロ)	・ ・	道府県税 市町村税						
	⑩又は当初申告税額控除額 ⑪		(イ)	(ロ)			計 (イ) ⑫ (ロ) ⑬	道府県税 市町村税				
前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑫		(イ)	(ロ)	当期分	道府県税 市町村税							
法第53条第42項及び第321条の8第42項により控除できる金額(別表7(その2)の⑧) ⑬		(イ)	(ロ)									
特別区以外	当期分として算定した法人税割額 ㉑若しくは㉒又は第6号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第6号様式(その2)の⑦－⑧＋⑨－⑩若しくは第6号様式(その3)の⑦－⑧＋⑨－⑩ ⑭				・ ・	道府県税 市町村税						
	当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額 (⑭若しくは (⑪＋⑫＋⑬)のうち少ない額又は㉓及び㉔) ⑮											
各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細												
特別区以外	事務所又は事業所		従業員数又は補正後の従業員数	各都道府県ごとに控除すべき外国税額等 ⑲	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑳	各都道府県ごとに控除する外国税額等(㉑又は㉒のうちの少ない額) ㉓	従業員数又は補正後の従業員数	各市町村ごとに控除すべき外国税額等 ㉔	各市町村ごとに算定した法人税割額 ㉕	各市町村ごとに控除する外国税額等 (㉖又は㉗のうちの少ない額) ㉘		
	名称	所在地	人	円	円	円	人	円	円	円		
特別区				㉙ ((㉓(イ)＋㉔(イ)＋㉕(イ))－㉖)				㉚ ((㉓(ロ)＋㉔(ロ)＋㉕(ロ))－㉖)				
合計				㉙	㉚	㉓		㉔	㉕	㉖		
				控除未済繰越額 ㉙－㉓ ㉗				控除未済繰越額 ㉔－㉖ ㉘				